

第2次

芦屋市消費者教育 推進計画



令和2年3月 芦屋市

計画期間：令和2年度（2020年度）～令和4年度（2022年度）

はじめに

芦屋市では、平成 29 年に「芦屋市消費者教育推進計画」を策定し、市民の皆様をはじめ、事業者、関係機関、市がそれぞれの立場で消費者教育に取り組み、消費生活の安定と向上に努めてまいりました。

しかし、近年、商品・サービスの多様化や高度情報化がますます進展し、政策的にキャッシュレス化が推進されるといった社会情勢の変化に伴い、消費生活トラブルも複雑化しています。また、令和 4 年 4 月からは民法の成年年齢が 18 歳に引き下げられ、保護者の同意なく自らの意思で契約できるようになることから、若者がさまざまなトラブルにあうことが懸念されています。



社会情勢や経済活動がめまぐるしく変わる時代において、消費者が自らの権利を守り、安全・安心に生活できる社会を実現するためには、消費者一人一人が「自ら考え、選択し、行動する自立した消費者」となり、加えて、自らの消費行動が社会経済や企業活動に与える影響を理解し、主体的に行動することが大切です。

このような状況を踏まえ、前計画を見直し、「第 2 次芦屋市消費者教育推進計画」を策定いたしました。関係機関と相互に連携し、参画と協働を推進しながら、消費者がライフステージに応じ体体系的に学ぶことができるよう、消費者教育の推進に取り組んでまいります。

本計画を策定するにあたり、アンケート調査等を通じて貴重なご意見・ご提案をくださいました市民の皆様、計画策定にあたりご尽力いただきました委員の皆様に、厚くお礼申し上げます。

本計画を推進していくためには、市民・事業者・市がそれぞれの立場で取組を進めるとともに、相互に協力することが重要となります。皆様の一層のご理解とご協力をお願いいいたします。

令和 2 年 3 月

芦屋市長　　いとう　まい

芦屋市民憲章

昭和 39 年(1964 年)5 月

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 一 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 消費者を取り巻く社会情勢の変化	2
3 芦屋市の消費者教育の考え方	3
4 消費者市民社会とは	3
5 推進計画における取組（平成29年度～令和元年度）	4
6 計画の期間	5
7 計画の位置付け	5
8 計画の策定体制	6
第2章 芦屋市の消費者教育の現状と課題	7
1 消費生活相談の状況	7
2 消費者教育の状況	12
3 消費者教育の課題	16
第3章 計画の目標と基本施策	40
1 計画の目標	40
2 基本施策	41
3 施策の体系	43
第4章 具体的施策の展開	44
1 基本施策1 消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進	44
2 基本施策2 参画と協働による消費者教育の推進と相互連携による地域全体の消費者力向上	50
3 計画の推進体制	54
資料編	55
1 芦屋市消費生活トラブルに関するアンケート調査結果	55
2 消費者教育の推進に関する法律	106
3 芦屋市消費者教育推進地域協議会	110
4 芦屋市消費者教育推進計画推進本部	112
5 芦屋市消費者教育推進計画策定経過	114
6 用語解説	115
7 第2次芦屋市消費者教育推進計画の体系	119